

第1回嬉野市議会定例会
(追加議案資料)

嬉野市

議案 番号	議案資料名	頁
43	嬉野市企業等誘致条例の特例に関する条例の一部改正 新旧対照表	1

嬉野市企業等誘致条例

【附則第3条関係】嬉野市企業等誘致条例の特例に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
(目的) 第1条 この条例は、東日本大震災により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域に所在する企業（以下「被災企業」という。）に対し、嬉野市企業等誘致条例（平成28年嬉野市条例第1号。以下「企業等誘致条例」という。）の特例を設けることにより、本市において事業活動を継続するために必要な支援活動を行うことを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、東日本大震災により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域に所在する企業（以下「被災企業」という。）に対し、嬉野市企業等誘致条例（平成18年嬉野市条例第129号。以下「企業等誘致条例」という。）の特例を設けることにより、本市において事業活動を継続するために必要な支援活動を行うことを目的とする。
(定義) 第2条 <u>企業等誘致条例第2条第1項第3号の新設</u> については、同号中「市長と企業の進出に関する協定を締結して市内において事業所を取得し、」とあるのは、「市内において事業所を取得し、若しくは賃借し、」とする。	(定義) 第2条 <u>企業等誘致条例第2条第1項第3号の新設</u> については、同号中「市長と企業の進出に関する協定を締結して市内において事業所を取得し、」とあるのは、「市内において事業所を取得し、若しくは賃借し、」とする。
(奨励措置に関する特例) 第2条 市長は、企業等誘致条例第3条に定めるもののほか、次に掲げる奨励措置を行うことができる。 (1) 土地賃料補助金の交付 (2) (略) 2 (略)	(奨励措置に関する特例) 第3条 市長は、企業等誘致条例第4条に定めるもののほか、次に定める奨励措置を行うことができる。 (1) 土地及び建物賃料補助金の交付 (2) 設備費補助金の交付 (3) (略) 2 (略)
(奨励措置の交付要件に関する特例) 第3条 企業等誘致条例別表交付要件の欄の規定は、被災企業については、これを適用しない。	(奨励措置の適用条件に関する特例) 第4条 企業等誘致条例第5条の規定は、被災企業については、これを適用しない。
	(雇用奨励金の交付に関する特例) 第5条 企業等誘致条例第9条第1項の規定の適用については、同項中「新規に雇用し、

(特例奨励措置の申請)

第4条 第2条に規定する奨励措置を受けようとする者は、別に定める申請書を提出しなければならない。

2 (略)

(その他)

第5条 (略)

別表 (第3条関係)

奨励措置の種類	交付額	対象期間	限度額	備考
土地賃料補助金の交付	土地賃料 × 1 / 2	1年間	50万円	ただし、市以外からの補助金を差し引いた額の 1 / 2
住宅手当金の交付	住宅手当金の支給額 × 1 / 2	1年間	なし	市内に住所を有する者に限る。

第5条第2号の規定により当該事業開始後1年間引き続き雇用した事業所に対し、」とあるのは、「雇用した事業所に対し、」とする。

(特例奨励措置の申請)

第6条 第3条に規定する奨励措置を受けようとする者は、別に定める申請書を提出しなければならない。

2 (略)

(その他)

第7条 (略)

別表 (第3条関係)

支援措置の種類	交付額	対象期間	限度額	備考
土地及び建物賃料補助金の交付	土地及び建物賃料補助金の取得額 × 1 / 2	1年間	50万円	ただし、市以外からの補助金を差し引いた額の 1 / 2
設備費の支拂い	設備機器立地に立地に設置された日から1年を経過するまでの費用	1回限り	50万円	操業開始日から1年を経過した日までの費用
住宅手当金の支給額 × 1 / 2	住宅手当金の支給額 × 1 / 2	1年間	なし	市内に住所を有する者に限る。